

(平成26年10月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

九州（佐賀）厚生年金 事案 5308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 22 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 1 月 22 日に A 事業所（現在は、B 事業所）に C 職として採用されたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 2 月 1 日と記録されている。

申立期間に申立事業所で勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所を管轄していた D 団体が提出した申立人に係る人事記録により、申立人は、昭和 54 年 1 月 22 日から同年 3 月 31 日まで A 事業所に臨時採用の C 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等については、当時の賃金台帳等を保管していないため不明と回答している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間の前後の時期に A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、勤務開始日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していないと供述する者が複数いることから、申立期間当時、同事業所では、職員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 5309

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月から同年 8 月まで

私は、昭和 29 年 6 月から同年 8 月まで A 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の給与からの控除について不明と回答しており、申立人の申立内容を確認できる関連資料を得ることができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得られない。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5310（福岡厚生年金事案 857 及び 2820 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月19日から34年3月30日まで
② 昭和35年1月10日から36年11月1日まで
③ 昭和39年11月1日から44年4月1日まで

年金記録確認第三者委員会に脱退手当金の支給記録の訂正を2回申し立てたが認められなかった。その後、年金記録確認中央第三者委員会に相談するとともに、厚生労働大臣に直接手紙を送ったが進展が無い。

今回、詳細に記載した再申立書、添付書類及び旅行日記を新たに提出するので、再度審議の上、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の支給対象期間の最終事業所であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、申立人と同様に、同名簿において「脱」の表示が記されている二人についても、脱退手当金の支給決定記録が確認できること、また、脱退手当金は、過去の異なる事業所に係る厚生年金保険被保険者期間の全てが支給対象期間として計算されており、支給額に計算上の誤りは無く、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和44年10月3日に支給決定されており、社会保険事務所（当時）の一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成21

年3月27日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立代理人は、申立期間を含む昭和41年2月4日から52年9月30日までの期間における就職、退職等を申立人が記述したとするメモ紙2枚を添付した、「厚生年金保険被保険者記録の再確認方申立書」を提出し、申立期間について再度申立てを行っている。

しかしながら、前述の再確認方申立書には、年金記録の訂正につながる新たな資料・情報は見当たらず、メモ紙については、脱退手当金の受領の記述が無いことを理由に申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを推認することは困難であると認められることなどを理由として、既に福岡委員会の決定に基づき平成22年11月4日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立代理人は、「厚生年金保険被保険者記録の確認方申立書（再々提出）」、厚生労働大臣宛ての手紙の写し等複数の書類を提出し、申立期間について3回目の申立てを行っている。

しかしながら、申立代理人が今回提出した前述の書類には、申立人の年金記録の訂正につながる新たな資料及び情報は見当たらない。

また、当委員会において、前回までの調査結果の確認及び申立代理人が提出した書類の検証を行った結果、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立代理人による口頭意見陳述を実施した際に、同代理人は、申立人が脱退手当金を受給していないことを示す資料として、申立人が記載したとする「旅行日記」の写しを提出しているが、同日記からは申立人が脱退手当金を受給していないことを推認することは困難である。

このほか、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 52 年 8 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 2 月 4 日から 59 年 9 月 21 日まで

私は、申立期間①及び②については、昭和 51 年 2 月 26 日にA社B支店から同社本店に転勤になり、52 年 10 月末に退職するまで、同社の事業主が経営していたC社の業務も担当しながら、継続して勤務していた。

また、申立期間③については、昭和 56 年 2 月 4 日からD社においてE支店長として勤務し、私がF事業所を開業した前日の 59 年 9 月 20 日付で退職するまで勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和 51 年 2 月 25 日付で離職した後、同年 10 月 1 日付で同資格を取得し、52 年 7 月 25 日付で再度離職したとされており、申立期間①及び②においては確認できない。

また、A社B支店及びA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚（申立人が氏名を挙げた者二人を含む。）に照会を行ったが、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態に関する具体的な証言を得ることができず、申立人が勤務していたことがうかがえない。

さらに、A社B支店に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 51 年 2 月 26 日であることが確認できる上、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 10 月 1 日、同資格の喪

失日は 52 年 8 月 10 日であることが確認でき、これらはオンライン記録と一致している。

加えて、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料を得ることができない。

なお、申立人は A 社の事業主が経営していた C 社の業務も担当していたと主張しているものの、その事情を知っているとして申立人が氏名を挙げた複数の同僚に照会を行っても勤務に関する具体的な供述は得られない上、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

- 2 申立期間③については、申立人が提出した昭和 57 年分及び 58 年分の給与所得の源泉徴収票の写しによると、D 社 E 支店から申立人に対し給与が支払われていることが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社 E 支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間③のうち昭和 57 年 1 月 1 日から 58 年 12 月 31 日までは、前述の源泉徴収票によると、社会保険料控除額欄は空白（社会保険料控除額が記載されていない。）となっており、残りの 56 年 2 月 4 日から同年 12 月 31 日までの期間及び 59 年 1 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間については源泉徴収票等が無く、厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③後の昭和 59 年 12 月 1 日であることが確認できる。

さらに、D 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に照会を行ったが、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について具体的な供述を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。